

審議会等の会議開催通知

会 議 の 名 称	令和6年度 松阪市環境影響評価委員会
開 催 日 時	令和7年2月26日(水)14時00分から
開 催 場 所	松阪市教育委員会事務局 2階 教育委員会室 松阪市 殿町1315-3
議 題	(仮称)株式会社日新三重工場増設工事に係る 簡易的環境影響評価書の審議について
公開・非公開の別	公開
非 公 開 の 理 由	
傍 聴 者 の 定 員	10名
傍 聴 手 続	(1) 受付は会場で行いますので、傍聴をご希望の方は、会場までお越しください。 (2) 定員を超えた場合は抽選となります。 (3) 受付時間は、当日午後1時30分から午後1時50分までです。 なお受付終了後に傍聴にお越しになった場合は、会議室内の職員にお声掛けください。
そ の 他	
問 い 合 わ せ 先	松阪市殿町1340番地1 松阪市環境生活部環境課保全係 担当者:上野、水本、福山 電 話:0598-53-4066 FAX:0598-26-4322 E-mail:kan.div@city.matsusaka.mie.jp

今回の対象となる部分

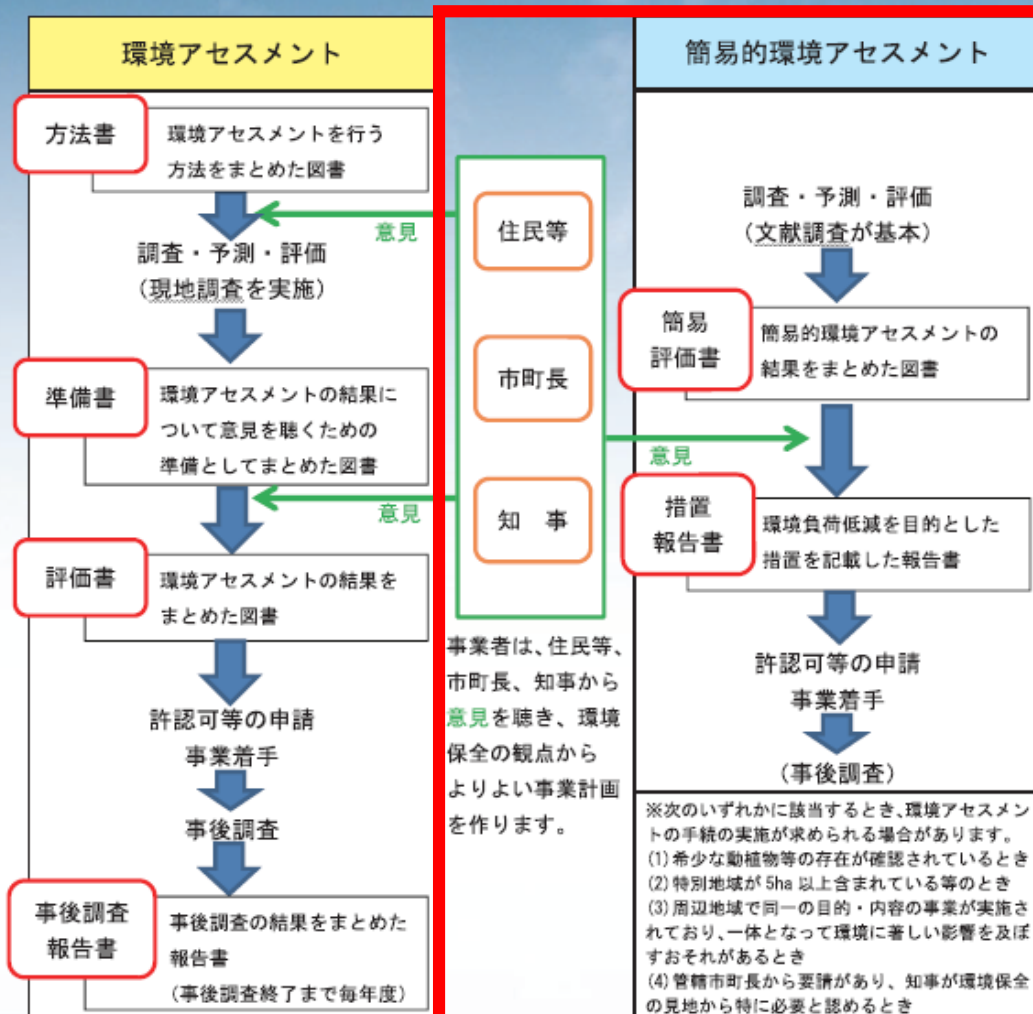
対象事業・準対象事業の規模要件(条例施行規則別表第1・第60条)

事業種類		規模要件	
		対象事業 (環境アセスメントを実施)	準対象事業 (簡易的環境アセスメントを実施)
1 道路	自動車専用道路 一般国道等	4車線すべて 4車線 5km 以上	
2 ダム、堰	ダム	堤頂高 30m 以上 湛水面積 20ha 以上	
	堰	長さ 300m 以上	
3 鉄道又は軌道		延長 5km 以上	
4 飛行場		すべて	
5 電気工作物	水力発電所	出力 1.5 万 kW 以上	
	火力発電所	出力 5 万 kW 以上	
	地熱発電所	出力 5 千 kW 以上	
	風力発電所	出力 7 千 500kW 以上	
6 廃棄物 処理施設	廃棄物最終処分場	敷地面積 2.5ha 以上	
	廃棄物焼却場	処理能力 4t/時以上	
7 流域下水道終末処理場		すべて	
8 工場又は事業場 (太陽光発電所を除く)		排ガス量 10 万 m ³ /時以上 排出水量 5 千 m ³ /日以上 面積 20ha 以上 ※	
9 公有水面埋立		面積 15ha 以上	
⑩ 土地区画整理事業		面積 20ha 以上 (用途地域 50ha 以上)	面積 10ha 以上 (用途地域 25ha 以上)
⑪ 工業団地の造成		面積 20ha 以上 ※	面積 10ha 以上 ※
⑫ 住宅団地の造成		面積 20ha 以上	面積 10ha 以上
⑬ 流通業務団地の造成		面積 20ha 以上 ※	面積 10ha 以上 ※
⑭ スポーツ又はレクリエーション施設等	ゴルフ場	面積 20ha 以上 ※	面積 10ha 以上 ※
	スポーツ又はレクリエーション施設	面積 20ha 以上 ※	面積 10ha 以上 ※
	公園事業	面積 20ha 以上 ※	面積 10ha 以上 ※
	都市公園	面積 50ha 以上 ※	面積 25ha 以上 ※
⑮ 宅地その他の用地造成		面積 20ha 以上 ※	面積 10ha 以上 ※
16 農用地の造成		面積 75ha 以上 ※	
17 土石の採取又は鉱物の掘採		面積 20ha 以上	面積 10ha 以上
18 複合開発整備事業		⑩～⑮の事業の面積と規模要件との比の合計が 1 以上	
港湾計画(条例第40条)		面積 100ha 以上	

※は、工業専用地域の面積を除いた面積です。

★ 特別地域(国立公園の特別地域等)で実施する事業については、規模要件が厳しくなります。

環境アセスメントの流れ



※三重県条例には、事業計画の検討段階で行う「配慮書」の手続はありません。

調査・予測・評価を行う項目

